

定款認証の在り方を含めた合理化 (見直し案について)

平成30年2月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

定款認証の在り方を含めた合理化に係る見直し案

- これまでの検討において、「本来の制度目的を、より効率よく担保するための代替手段」という視点から議論してきた。
- 現在、法務省および事務局案によって提示されている代替手段に係る案は以下のとおり。

	法務省案	事務局案
所要時間	(希望があった場合) 24時間	なし
公証人の 面前確認	音声・画像を 双方向でやりとり	なし (電子署名・モデル定款で代替)
役場への出頭	なし (オンラインで実施)	なし (オンラインで実施)
費用	50,000円 (公証人手数料)	0円
保管機能	あり (公証人役場で20年間)	あり (別途手当て)
対象	電子定款	電子定款かつモデル定款を採用

※適法性の担保については、モデル定款に関する論点で別途議論する。

【論点】

リアルタイム・双方向の画像・音声による確認は必要か。

- コスト（24時間の所要時間、5万円の費用）に見合う効果があるか。

リアルタイム・双方向の画像・音声による確認行為の必要性について

- 代替手段において、「リアルタイム・双方向の画像・音声による確認行為」が必要かどうかに関し、以下の観点から検証する。

＜検証の観点＞

一般的に、

- ✓ リアルタイム・双方向の確認行為による特徴は何か。

定款認証において、

- ✓ リアルタイム・双方向の確認行為によって実現しようとする効果は何か。
- ✓ その効果は、リアルタイム・双方向の確認行為によって実効性ある形で実現するか。
- ✓ その効果は、リアルタイム・双方向の確認行為によってしか実現できないのか。
= その他の手段・方法によって代替することはできないのか。
- ✓ その効果は、必須とする合理性があるか。

リアルタイム・双方向の画像・音声による確認行為に関する考察

1. 特徴

- **双方向的なコミュニケーション**
(即時性が求められるリアクションからの情報収集)
- **情報量の多さ** (画像・音声・反応)
※ 不必要な情報による誤認リスク
- **時間等の制約**
による煩雑さ

2. これまでの議論

① 発起人の意思に沿った定款作成
〔発起人の相談にのる〕

- 手数料5万円をとり、必須とする合理性があるか。任意では問題があるか。
- 「相談」は、強制措置になじむか。

② 発起人の特定・なりすまし防止

〔本人証明書類を確認、本人に宣言させる〕

- リアルタイムでの音声・画像のコミュニケーションによってしか確認できないことは何か。それは意味のある違いか。
 - 本人証明書類の提示を通じた確認においても、電子署名の冒用の課題と同じく、証明書類の偽造の課題があり、安全性は同水準ではないか。

③ 不正な目的に基づく起業抑止

〔公証人と顔を合わせた手続をとらせる、簡単に出来る手続で完結させない〕

- 初歩的な説明ができない不審者の自主的な辞退を実現するために、多くの正当な目的に基づく起業家の負担を強いることは適切か。
- 定款の作成時点で、不正な目的に基づく起業かどうかの判断が可能か。
 - 「不正な目的に基づく起業」の構成要件が明らかではないが、
 - 公証人が、これを判断することが可能か。
 - 判断の結果、定款内容が適法でも、設立を認めないことが可能か。
- 定款の作成時点では、後に不正があった際に備え、発起人等を特定できるようにすることが期待されるのではないか。
- 不正な目的に基づく起業は、手続の煩雑さによって抑止すべきことか。
 - 不正の意思が無い者も含め、無差別に手続コストがかかるだけではないか。

④ 代理人の確認

- そもそも間接的な確認が許されており、「リアルタイムでの音声・画像のコミュニケーション」を強制する効果は限定的ではないか。

不正な目的に基づく起業の抑止について

- IT技術を活用し、事前規制と事後規制の組み合わせで、不正な会社設立を抑止する機能を実現できないか。

事前規制

- 会社設立時における代表者の本人確認によって、関連する者を特定・捕捉。



事後規制

- 会社法上の義務や行政手続の履行状況でフォローアップ。

例えば、

- ・会社法における開示義務（事業報告や決算）の徹底、
- ・法人インフォメーションの充実、
- ・休眠会社の整理作業、
- ・行政機関への申請・報告情報、

などにおける連携を検討できないか。

※抑止すべき対象の判断基準も含めた、事後規制の強化の是非の検討。

不正な行為（マネー・ロンダリング等）は、当該行為を防ぐ制度（犯罪収益移転防止法等）で対処することが本質的な対応